

ふくだ りゅういち

氏名（本籍地） 福 田 竜 一

学 位 の 種 類 博士（農学）

学 位 記 番 号 農博第 954 号

学位授与年月日 平成 21 年 3 月 25 日

学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項

研 究 科 ， 専 攻 東北大学大学院（博士課程）農学研究科資源生物科学専攻

論 文 題 目 貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題の発生と調整に
関する研究

博士論文審査委員 （主査）教 授 両 角 和 夫

准教授 石 井 圭 一

教 授 伊 藤 房 雄

教 授 小 林 和 明（和光大学）

論文内容要旨

WTO 体制の発足後、初の多角的貿易自由化交渉であるドーハ開発アジェンダ(DDA)が各国の鋭い利害対立によって停滞を余儀なくされる中、自由貿易協定(FTA)の多発化に表せられるように、貿易自由化交渉は多層的展開を遂げるに至った。しかし、これまでの農産物貿易自由化交渉や農政改革において、1 度に問題を完全に解決をしたことは稀であり、大半は問題の部分的な調整にとどまらざるを得なかった。したがって、FTA が多発化した DDA の立ち上げ前後からその終末期を迎える 2007 年末に至るまでの「貿易自由化交渉の多層的展開期」において、FTA が多数締結されるといった成果が認められつつも、農産物貿易問題はこれまでと同様に部分的な調整を受けたにすぎず、なお再調整の余地を残したという限界点もあったと推察される。このような問題意識に基づき、本研究の第 1 の課題は、貿易自由化交渉の多層的展開によって農産物貿易問題が発生し、どのようにして調整されたのか、あるいは調整されていなかったのか、その成果と限界の解明を試みる。

本研究の第 2 の課題は、貿易自由化交渉の多層的展開によって農産物貿易問題が調整された結果、どのような経済的影響があるのかを明らかにすることである。農産物貿易問題の発生とその調整による経済的影響の数量的分析の課題は、農産物貿易問題が貿易自由化交渉全体に与えるインパクトと、貿易自由化交渉進展によって農業が被る影響の解明にある。だが、農業交渉が貿易自由化交渉全体に大きな影響を与えたことが指摘されながら、経済的影響の試算分析でそれを裏打ちする試みは必ずしも行われてこなかった。その点を踏まえ、本研究では交渉理論を援用した分析によって、農産物貿易問題が貿易自由化交渉全体に与える影響の解明を試みる。

これに対して、貿易自由化交渉の進展が農業に与える影響分析としては、特に重要農産品の市場アクセス拡大の問題が重要である。多層的展開期において、ウルグアイ・ラウンドで認められた保護的措置である輸入関税割当(TRQ)やミニマムマーケットアクセス(MMA)によって保護されていた各国の重要農産品の市場アクセスが拡大を余儀なくされた。本研究の第 3 の課題は、多層的展開期における重要農産品の市場アクセス拡大の影響分析を、これまでの分析では必ずしも明示的されていなかった TRQ や MMA を明示した一般均衡モデルを用いて行い、割当量の増大や枠内・枠外関税引き下げの影響を明らかにする。

以下、各章の分析の概要とその結論を述べる。

第 1 章では、多層的展開期に締結された 2 国間貿易自由化協定を対象として、農産物貿易問題の発生と調整への接近を試みた。農産物貿易問題で対立的関係にある農産物輸出国と輸入国との交渉において農産物貿易問題が生じたことは明らかであるが、多角的交渉では近い立場にある国同士でも、互いが直接対峙して交渉する 2 国間貿易自由化交渉において、農産物貿易問題が交渉の焦点の 1 つとなることがあった。農産物輸出国としての特質を有している国でも、一部にセンシティブな農産物貿易問題を抱えていることがある。そうした問題は、これまでの多角的交渉では必ずしも明確には現れなかったものの、FTA の多発化によって表面化することになった。他方 FTA における農産物貿易問題は、GATT 規定の柔軟な解釈によって、また FTA 締結に重点を置かざるを得ない事情を抱えた新興経済諸国の通商交渉方針もあって、交渉による問題の部分的調整が図られる余地があった。農

産物貿易問題の国内における対立的関係に対しては、当局と利益団体の交渉段階からの密接な関係の構築、あるいは FTA 締結による損害や影響を補償する措置など、各国それぞれの様式によって調整を図っていたことを明らかにした。

第 2 章では、アメリカの自由貿易協定交渉に対する農業利益団体の主張内容を整理しつつ、農産物輸出国としての立場から、農産物貿易自由化を強く主張するアメリカの FTA における農産物貿易問題への接近を試みた。アメリカの FTA の交渉姿勢をみると、大部分の農産品、とりわけ自国の輸出農産品目で更なる貿易自由化を求めながらも、アメリカは農業利益団体間あるいは行政組織等の利害調整能力を欠くため、同時にセンシティブな農産品の例外化を強く求める姿勢もとらざるをえなかった。その結果として、アメリカが締結してきた FTA でアメリカは、砂糖や乳製品などに例外化措置、長期間の段階的な国境措置削減、あるいはセーフガードの導入などを盛り込ませており、それらセンシティブ農産品の利益団体の意見に十分配慮して FTA を締結していたことを指摘した。

第 3 章では、農業利益団体の政治的圧力が貿易自由化協定交渉に与える影響を、一般的な 2 国 2 財国際貿易モデルを用いて考察した。FTA 交渉を想定した 2 国間関税削減交渉における国際貿易モデルを用いて、農業利益団体の政治的圧力に影響をうける政府による関税削減交渉が、結果的に関税削減を不徹底にすることなどを理論的に説明し、国内での輸出に利害のある利益団体との競合関係を想定するなど、いくつかのケースにおいて、政治的圧力が貿易自由化交渉に及ぼす影響の理論的帰結を明らかにした。

第 4 章では、米豪自由貿易協定(米豪 FTA)を対象として、自由貿易協定交渉における農産物貿易問題を考察した。農産物輸出国としての強い特性を持つアメリカ、オーストラリア両国であるが、両国が直接相対した FTA 交渉では、アメリカのセンシティブ農産物の輸入アクセスの拡大等をめぐって交渉は紛糾した。米豪 FTA によって、一定の農産物市場アクセスの改善が実現されたという評価を下すことは妥当だが、農産物貿易自由化を主張の基本に据える農産物輸出大国同士の FTA としては不完全な内容に止まっていた。また一般均衡モデルの試算結果に交渉理論を援用した分析結果から、重要農産物の除外が交渉の結果を左右するインパクトを持ち、米豪 FTA の合意妥結案にみられるオーストラリア側の譲歩の程度は必要以上であったことを指摘した。

第 5 章では、農産物輸入大国であり農業保護主義を標榜しながら、積極的に FTA 締結を進めた韓国を対象として、韓国の FTA 締結拡大戦略と農業保護問題の関係を FTA の締結構造分析によって明らかにした。韓国はその経済構造の貿易依存度の高さから、DDA 停滞と各国の FTA 締結競争の激化に直面すると、FTA 締結拡大を志向する戦略を打ち出すことを余儀なくされた。だが同時に農業保護主義は堅持したい韓国は、最重要農産品のコメは FTA から必ず除外する交渉方針を明確にした。しかし、一般均衡モデルの試算結果に基づく FTA 締結構造の分析結果によれば、韓国が FTA 締結拡大による経済的利益を享受することと、その農業保護主義を維持・両立することに困難が伴うことを明らかにした。

第 6 章では、輸出産業としての側面を持ちながら常に輸入増大の圧力にもさらされてお

り、国境措置として TRQ を実施しているという、いわば「自由と保護」の相反する 2 面性を同時に併せ持つアメリカの牛肉を分析対象として、アメリカの FTA 拡大路線に伴う各国への牛肉割当枠拡大がいかなる影響を及ぼすのかを分析した。TRQ を明示的に表現することができるモジュールを一般均衡モデルに導入して分析を行い、通常モデルが TRQ をインプリシットにモデルに組み込んでいるという問題点を改善した。オーストラリアとニュージーランドという主要牛肉輸出国との FTA 締結によって、それらへの割当枠の拡大等が実現されるとすれば、すでに北米自由貿易協定(NAFTA)によって TRQ が撤廃されているカナダ、メキシコのアメりカへの牛肉輸出に影響が出ることを示した。また、NAFTA からの牛肉輸入がオーストラリアやニュージーランドからの輸入に置き換わるという貿易転換効果などもあり、アメリカの国内牛肉生産への影響は軽微になることを明らかにした。

第 7 章では、FTA 以外の貿易自由化交渉のチャンネルによって、重要農産物の国内市場アクセス拡大を決定した事例として、韓国のコメの MMA 延長措置に伴う、割当枠拡大の影響と、仮にコメの関税化を受け入れた場合の関税引き下げの影響を、MMA の仕組みを明示した一般均衡モデルを用いて分析した。韓国はこれまで締結したすべての FTA でコメの除外を貫いているが、その背景には MMA によるコメの市場アクセスの更なる拡大を余儀なくされていることもあったが、今回合意された MMA の更なる拡大によって、韓国国内でのコメ価格の 10%程度の低落や生産減少など、その影響が決して小さくはないと見込まれることを明らかにした。

本研究による一連の分析の結果、以下のようなことが明らかとなった。まず多層的展開期における主な FTA の分析結果から、農産物貿易問題がこれまでにない形で多様に発生していたことを明らかにした。特に FTA 締結を優先した主要各国は、国内の一部の利益団体の反発を抑えつつ、一部重要農産品目を除外するなどして、FTA によって生じた農産物貿易問題の部分的な調整を図った。また FTA 交渉では決着がつかない重大な問題は、その調整の先送りないし進行中の DDA の決着に委ねるなどの措置をとるとい、いわば「調整しないという調整」を図ることで FTA の締結拡大に成功していた。そうした農産物貿易問題の部分的調整が交渉全体に及ぼす影響は決して小さくなかったことは、一般均衡モデルによる試算結果に交渉理論を援用した分析から裏打ちされた。さらに FTA で例外的措置が認められた重要農産品でも、市場アクセスの拡大から完全に除外された品目はほとんどなく、その影響も小さくないことを示した。

貿易自由化交渉の多層的展開によって農産物貿易自由化は一定の進展を遂げ、その意義は大きかった。だが同時に、それは不均質で部分的な進展でもあった。それは表裏一体の関係にある多層的展開の成果と限界であった。農産物貿易自由化がより包括的で調和のとれたものとなるためには、少なくとも停滞していた DDA 決着が必要不可欠であった。

論文審査結果要旨

1995年、WTOの発足後初めての多角的貿易自由化交渉であるドーハ国際アジェンダ（DDA：Doha Development Agenda）が開始されたが、各国の鋭い利害対立によって停滞を余儀なくされ、今日に至るも合意妥結には至っていない。とはいえ、この間も各国は貿易自由化の歩みを全く止めていた訳ではない。各国は、地域貿易協定（RTA：Regional Trade Agreement）あるいは超地域的な自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の締結の動きを進め、貿易自由化交渉は、DDAが混迷する中で多層的に展開することとなった。本論文は、貿易自由化交渉に焦点をあて、2000年から2007年を対象に、以下の三つの課題を設定し、農産物貿易問題に対する多層的展開の成果と限界の解明を目指すものである。課題の第1は、この時期農産物貿易問題はどのように発生し、どのように調整されたのか。第2は、農産物自由化問題の調整が貿易自由化交渉にどれほどの影響を与えるのか。第3は、農産物貿易問題が調整された結果、農業にどのような影響が見込まれるか、を明らかにすることにある。それらの課題についての主な分析結果は、ほぼ次のようである。

第1の課題について。農産物貿易問題の発生は、輸出国と輸入国の間の対立関係に止まらず、輸出国の間でもみられること。問題の調整については、DDAの継続を前提として「あえて調整しないという調整」パターンが確立してきたこと、農産物貿易問題は、この期間において部分的に調整されるに止まったこと、など。第2の課題について。輸出国同士の調整の典型である米豪FTAの事例でみると、一部重要農産物の除外が交渉全体を左右していること、また、輸入国と新興工業国の性格を併せ持つ韓国では、農業保護とFTA推進の両立が困難であること等農産物貿易問題の調整の影響が極めて大きいこと。第3の課題について。問題が部分的に調整されたが、市場開放の圧力に晒されていない農産品目はほぼ皆無であったこと、重要品目も長期的には関税削減の影響が少なからずあること、などである。結局、これらのことから、DDAの成果と限界、新たな調整様式の必要性とそこで課題をかなり明確に示し得た。

以上、本研究では、周到な理論的考察に併せ、最新のモデルを駆使した計量分析を行い、信頼性の高い注目すべき結果を導いている。また、従来この分野の研究では、ほとんどがFTA等の貿易交渉に与える影響試算の域を超えるものではなかったが、本研究はそれを大きく前進させる画期的なものである。農産物貿易に関する研究では、学術的に優れるとともに、今後の農産物貿易に関する政策研究の発展におおいに貢献することが期待される。以上のことから、審査員一同は、本論文が博士(農学)の学位を授与するに値すると判定した。